

1. 地方自治体の各部局間、国や他の地方自治体との間、事業者やNPO等との間で連携・協働を図ることにより住民サービスの向上に資するもの(重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p>国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し (国民健康保険法) 【通知改正】 (管理番号8)</p>	<p>四條畷市、枚方市、西宮市 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険の被保険者は、居住する都道府県外の医療機関等を受診し地方単独医療制度(※)を利用する場合、原則、現物給付ではなく現金給付(償還払い)となる。県境に立地し、隣接県が生活圏となるような地域では、日常的に療養費用の一時立替等の負担が生じ、市町村では償還払いの事務が負担となっている。</p> <p>※こども医療費など、地方自治体が条例等により、医療費の自己負担の一部を助成する制度。 こども医療費については、全ての都道府県・市区町村において助成を実施(対象年齢など助成内容は地域によって異なる)。</p> <p>このため、同被保険者が居住する都道府県外の医療機関等を受診して地方単独医療制度を利用した場合、診療報酬に係る審査支払業務を地方自治体から当該医療機関が立地する都道府県国民健康保険団体連合会への委託を可能とする。</p> <p>これにより、被保険者の利便性の向上や地方自治体の負担軽減に資する。</p>	<p>地方単独医療費助成において、被保険者が住所地の区域外で受診した場合に、償還払いに代えて現物給付とすることは、現行通知でも可能である。他方で、現物給付とするためには、地方単独医療費助成を行う自治体において、区域外の医療機関等に対して現物給付で取り扱うことについての必要な調整などを行っていただく必要がある。既に、こうした調整を経て、三重県や島根県の一部の自治体などの地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところである。</p> <p>今後、地方単独医療費助成における区域外の医療機関等を受診した際の審査支払業務の委託に係るご指摘の通知の記載については、提案団体の意見も踏まえながら、必要な措置を検討してまいりたい。</p>	<p>○ 現行制度では、一部の都道府県で現物給付が実現できているものの、それは実態として地方自治体や医療機関等の協力・負担に依るものであり、全国各地で容易に現物給付が実現できているとは言えない。各地方自治体に委ねるのではなく、全国的に現物給付が容易に実現できるように、地方単独医療制度においても全国決済制度を適用させるための国保総合システムの改修支援等により医療機関等の負担軽減を図るなど、必要な措置を検討すべきではないか。</p> <p>○ 住民の居住地や加入している保険によって、助成方法の差異が生じていることや、子ども医療費助成を始めとする地方単独医療制度が全国的に展開されている状況、更には規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)で示された内容を踏まえれば、医療保険制度を所管している厚生労働省が主導し、関係省庁と連携して制度を見直し、全国的に環境整備をすべきではないか。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p>公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律) 【通知改正】 (管理番号36)</p>	<p>ひたちなか市 (デジタル庁、法務省)</p>	<p>地方自治体を対象とした登記情報連携の先行運用が開始されており登記事項証明書の添付が法令上規定されている一部の申請手続について、登記情報連携システムを利用した登記事項証明書の添付省略を実施している。</p> <p>現在の枠組みでは、公用請求として、自治体が登記事項証明書を取得する手続については、システムによる情報連携の対象外とされていることから、迅速な取得が必要な場合には法務局に出向く必要があり、システム利用の対象範囲の拡大を行うこととする。</p> <p>法務局への往復等に要していた時間が削減されることで、職員がコア業務に取り組む時間が確保でき、行政課題の解決や住民サービスの向上に寄与することが期待できる。</p>	<p>現在、デジタル庁では法務省と連携し、商業・不動産登記情報の情報連携の整備について、検討を進めております。</p> <p>【デジタル臨時行政調査会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/ (第7回)資料1 アナログ規制の一掃に向けた取組の進捗とデジタル臨調の今後の検討課題(p11,12)</p> <p>【デジタル臨時行政調査会作業部会】 https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research-wg/ (第19回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について 資料2 土地系ベース・レジストリと制度的課題について (第20回)資料1 法人ベース・レジストリと制度的課題について (第21回)資料1 ベース・レジストリと制度的課題について</p> <p>この検討の中で、ご指摘の、公用請求による登記事項証明書等の取得に要している負担を軽減できるよう、登記情報の情報連携について、法改正やシステム整備について検討を進めてまいります。</p>	<p>○ 次々期システム更改の2030年の完成に至るまでの過渡期の期間においても、公用請求に係る事務負担軽減を図るため、既存システムの活用による対応など、早期に何らかの措置を講ずることについてご検討いただきたい。</p> <p>○ 2030年までの過渡期において、どのような負担軽減の措置が可能か、方向性をお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p>里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築 【システム構築】</p> <p>(管理番号13)</p>	<p>石川県 (こども家庭庁、デジタル庁)</p>	<p>マイナポータルをはじめとするデジタル手段を活用して各種手続を改善するなど、住民登録されている住所地の自治体と里帰り先の自治体や医療機関との間で、里帰りしている妊産婦について、情報共有・連携を可能とする仕組みを構築する。</p> <p>これにより、住所地の自治体・里帰り先の自治体においても里帰りしている妊産婦の状況を把握することができ、情報共有・連携を通じて里帰りしている妊産婦への効率的な支援やサポート体制の充実に資する。</p>	<p>【こども家庭庁】 令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。</p> <p>【デジタル庁】 こども家庭庁における検討を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>○ 情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。</p> <p>○ システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p>妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築 (母子保健法) 【システム構築】 (管理番号55)</p>	<p>今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 (こども家庭庁、デジタル庁)</p>	<p>里帰り出産等に伴う妊産婦健診について、以下の措置を講ずる。 ① 現在自治体ごとで取扱方法の異なる妊産婦健診の受診票について、全国利用を可能とするための全国的な仕組みを整備する。 ② 里帰り先等の病院等で受診した妊産婦健診の結果について、住民登録されている自治体も情報が得られるよう、里帰り先等の自治体や病院等との情報共有を可能とするシステムを構築する。</p> <p>これにより、住民登録のされている自治体において、里帰り妊婦等に関する妊婦健診支援等の償還払い手続きの事務負担の軽減及び妊産婦の健康状態を把握することによるサポート体制の充実に資する。</p>	<p>令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。</p>	<p>○ 妊産婦健診の受診票の全国利用を可能とする仕組みの構築や情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的にお示しいただきたい。</p> <p>○ システムの構築がされるまでの間における、各自治体の負担軽減に資するような施策について、具体的にお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p>住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入 (住民基本台帳法) 【法律改正】 (管理番号68)</p>	<p>東京都 (総務省)</p>	<p>本人からの申告を伴わない賦課税目の課税時に、納税者の住所、氏名等の「本人確認情報」を把握する必要がある、住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得している。現在は「本人確認情報」は国・地方自治体等からの求めに応じて提供することとされており、必要に応じて、最新の情報を都度請求している。</p> <p>このため、「本人確認情報」に変更がある都度又は定期に、変更があった情報の「プッシュ型通知」が可能となるよう見直しを行う。</p> <p>これにより、都道府県及び市区町村が最新の情報を効率的に取得することが可能となり、事務負担の軽減及び納税者の利便性向上に資する。</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムには、即時に本人確認情報の照会が可能な機能、複数の対象者の本人確認情報の一括照会が可能な機能、氏名・生年月日・性別・住所の4情報からマイナンバーを照会する機能等が実装されており、いずれの支障事例についても対応可能と考えられる。</p> <p>なお、ご提案については、ニーズや費用対効果などを踏まえて検討されるべきものとする。</p>	<p>○ 現在の住民基本台帳ネットワークシステムは、個別の照会に応じて回答するものであり、「プッシュ型通知」の機能は実装されていない。令和3年の検討会で、国の機関等のニーズは報告されており、地方三団体ヒアリングを含めて、地方自治体のニーズも明らかになっていることから、短期的に見たときに費用対効果の面で課題があるとしても、将来を見据えて、中長期的には、セキュリティを確保できる方策を検討し、「プッシュ型通知」が実装できるよう、検討を進めていくべきではないか。</p> <p>○ 今後の検討の方針、スケジュールを工程表等で具体的にお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し (医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【法律改正】 (管理番号76)</p>	<p>豊田市 (厚生労働省)</p>	<p>病院は、都道府県知事等から開設許可を受けて以降、診療時間等の基本情報を変更した場合、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。</p> <p>また、同内容の届出を医療機能情報提供制度(※)の一環として都道府県知事等に行う必要があり、都道府県等でも、両方の届出状況を確認するなど、双方の負担となっている。</p> <p>さらに、当該病院が保険医療機関の場合、地方厚生局長にも同様の届出を行う必要があり、負担が大きい。</p> <p>※住民・患者が病院等を適切に選択できるよう、病院等に対し、医療機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務づけるとともに、報告を受けた都道府県知事はその情報を集約し、住民に対して提供する制度</p> <p>このため、病院から基本情報の変更の届出がなされれば、他の届出もなされたものとみなす。</p> <p>これにより、病院及び都道府県等双方の負担軽減に資する。</p> <p>※病院のほか診療所、助産所、薬局(薬機法)も同様</p>	<p>医療法及び薬機法上の変更届出並びに保険医療機関や保険薬局による届出事項変更届を、情報提供制度による報告に代替することは、以下の理由から対応することは困難である。</p> <p>① 趣旨目的が異なること。具体的には、前者は、変更事項が各法令の規定に適合しているか等について確認する趣旨である一方で、後者は患者が適切に医療機関や薬局を選択することを支援することを目的とするものである。</p> <p>② 実務運用上、実施が困難であること。具体的には、前者と後者では、届出や報告項目が異なることに加え、前者の届出先は都道府県知事や市長、地方厚生(支)局長等である一方で、後者の提出先は、都道府県知事であり、届出先も異なる。</p> <p>③ 変更届出・報告を求める期限が異なること。具体的には、各制度ごとに変更後10日以内や変更前等、それぞれ期限が異なる。</p>	<p>○ 提案団体によれば、届出(報告)先が複数あることにより、変更届出はなされている一方、医療機能情報提供制度に係る報告が失念されているケースが生じており、医療機関等が修正報告をしない限り、国民は最新情報を閲覧できないという支障が生じている。</p> <p>このような観点からも、今後運用予定の全国統一システム及びG-MISの活用状況も踏まえつつ、届出・報告項目の精査を行い、G-MISの接続先に地方厚生局を加えること等により当該支障の解決を図る等、現段階から負担軽減策を検討するべきではないか。</p> <p>○ 届出(報告)期限や、期限を過ぎた場合の取り扱いが異なる等の運用の違いが、医療機関等に不要な負荷を課しているのではないか。</p> <p>これらを踏まえれば、届出と報告を一元化するとともに、期限の取り扱いを統一させる等の運用改善を図るべきではないか。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<p>地域再生エリア マネジメント負担金制度に係る 事務の主体及び 計画期間の見直し (地域再生法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号 140)</p>	<p>広島県、宮城県、 中国地方 知事会 (内閣府、国 土交通省)</p>	<p>地域再生エリアマネジメント負担金制度(※)について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① エリアマネジメント団体(以下「活動実施団体」)は、複数の市町村の区域をまたいで活動する場合もあることから、同制度に係る事務の主体について、市町村に限定せず、新たに、都道府県及び地方自治体の組合を追加する。</p> <p>② 活動実施団体が作成する活動計画の計画期間について、「五年を超えないものに限る」とする制限を撤廃する。</p> <p>これらにより、エリアマネジメント活動を地域の実情に応じて広域的・長期的に推進することが可能となり、更なる地域再生に資する。</p> <p>※地域再生エリアマネジメント負担金制度 地域再生に資するエリアマネジメント活動に取り組む活動実施団体の活動財源を安定的に確保するため、市町村が、同団体の活動計画を認定した上で、受益者から負担金を徴収し、同団体に交付する制度</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの

主な再検討の視点

【提案①について】

地域再生エリアマネジメント負担金制度(以下「本制度」という。)は、事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度であるため、受益事業者の利害関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、

①自然的経済的社会的に一体であって、

②事業者が集積する地域

を導入対象地域としている。

また、エリアマネジメント活動は、当該地域の商業等の都市活動の実態を踏まえて行われるもので、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、住民に身近な地方自治体である市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨を定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。

以上のことから、提示された支障事例は上記①・②の要件の充足が困難であり、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、上記①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度について具体化されたエリアマネジメント活動が提示されれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

なお、複数市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動が行われる場合でも、各市町村が個々に制度事務を行うことで本制度の活用は可能である。

【提案②について】

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、活動実施団体のガバナンス確保や、負担金負担者の権利保護の観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、海外のBID制度や国内の類似した他制度の計画期間の上限等も参考にし、計画期間の上限を設けているもので、何ら制限なくエリアマネジメント団体等の判断で設定可能とすることは適当ではないと考える。

○ 地方分権改革推進室と共に提案団体及びDMOに対して、立法事実について確認していただきたい。

○ 制度を運用するための手続が複雑で、市町村の負担が大きい。活用事例が大阪市の1件のみであり、横展開が弱い。広域的に使えるようにすれば制度活用が進むということであれば、積極的に検討すべきではないか。行財政能力の高い都道府県が調整能力を発揮できる仕組みとする方が、制度展開が進むのではないか。

○ 「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。活動計画の計画期間が「5年を超えないもの」とするのは短すぎであり、地方自治体が裁量をもって期間設定をできるようにすべきではないか。

2. 地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備することで、住民サービスの質の維持・向上を図るもの(重点募集テーマ)

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答 の概要 ※フォローアップ案件は当該年の 対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	<p>夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和 (義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律) 【告示改正】 (管理番号38)</p>	<p>鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合 (文部科学省)</p>	<p>夜間中学(※1)の設置に際し、遠隔教育特例校制度(※2)により分教室でICT等を活用した授業を受ける場合、受講する側にも教員の配置が必要とされているが、常時、教員を配置することは困難となっている。</p> <p>※1 戦後の混乱期や不登校等を理由に学校に通えなかった方、義務教育を修了していない外国籍の方等が学ぶ公立中学校</p> <p>※2 多様なメディアを高度に利用して、教室以外の場所で授業を履修させることができる学校を指定する制度</p> <p>また、自宅で遠隔授業を受ける場合、出席扱いとされるのは、義務教育段階の不登校あるいは病気療養の児童生徒に限られており、受講機会が限られてしまう恐れがある。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 夜間中学において遠隔教育特例校制度を活用する場合、受講側に配置する者について、学校長が認める場合には免許状を有していない者でも可とする。</p> <p>② 不登校や病気療養に限らず、自宅で遠隔授業を受ける場合でも、学校長が認めれば出席扱いとしてみなされるようにする。</p> <p>これにより、さまざまな事情を抱える生徒に対する教育機会の提供に資するとともに、学校の負担軽減に資する。</p>	<p>次項のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

8

- ① 中学校教育は対面を原則として行われるものであるため、遠隔教育特例校制度を活用する場合にも、受信側に教員を配置することが必要である。
夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、同じく、受信側に教員を配置することが必要である。
なお、設置形態にかかわらず、夜間中学も通常の中学校と同様に教職員定数は算定され、都道府県等の申請に基づき、個別の課題等に対応するための加配定数も措置している。
- ② 夜間中学も学校教育法第1条に定める「中学校」であるため、登校することが必要である。なお、夜間中学において不登校となっている場合には、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）において、また、病気療養児については、「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（令和5年3月30日）において、出席扱いとできる場合もある。

新型コロナウイルス感染症の蔓延期において、デジタルを活用した遠隔授業が行われていたことからすれば、様々な属性の方が通う夜間中学の特性を踏まえ、夜間中学に通いたい方に対して学ぶ機会を提供すべく、以下の制度要件の緩和を早急に検討すべきではないか。

- ① 配信側の教員と協力し、配信側の教員の示す板書や資料等を生徒が見やすくなるような工夫や機器の管理・操作など受信側の教員に求められる役割は、教員に依らずとも可能ではないかと考えられる。
また、教育機会確保法^(※)により、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられ、夜間中学が少なくとも各都道府県・指定都市に1校は設置されるよう推進している中、通学が困難な地域に居住する方も学べる機会を確保すべく、デジタルを活用した分教室を設置しやすくするなど、地域の実情に応じて柔軟な対応を検討すべきではないか。
- (※) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）
- ② 開校時間帯が夜間となるため、交通事情によっては登下校が困難となる場合が生じるなど通常の中学校とは特性が異なることを踏まえ、登校することを前提としつつも、やむを得ず登校できない場合には、自宅でICT等を利用した学習活動を行った際も出席扱いとする等の措置を検討すべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号47)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県 (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>令和7年3月31日までとされている</p> <p>① 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件の緩和(幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを持つ者は、保育教諭等になることが可能)</p> <p>② 保育士資格及び幼稚園教諭免許のどちらか一方を持っている者に対するもう一方の資格・免許取得要件の緩和(必要な単位数の軽減)</p> <p>の特例措置を当分の間延長する。</p> <p>これにより、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。</p>	<p>平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。</p>	<p>○ 特例措置の期限は令和6年度末に迫っていることから、具体的な検討スケジュールを示していただくとともに、早期に延長の方針を示していただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等 (栄養士法) 【法律改正】 (管理番号 53, 54)	新潟県／新潟県、福島県 (厚生労働省／デジタル庁、厚生労働省)	<p>都道府県は、栄養士より高度な教育を受けた管理栄養士養成施設の卒業者に対し、管理栄養士国家試験の受験資格を満たすためだけに、栄養士免許の交付を行っている。</p> <p>また、厚生労働省通知により、同国家試験の受験者に対し「免許等照合書」(※)の発行を行っており、負担となっている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 受験資格を見直し、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得不要とする。</p> <p>② 都道府県における「免許等照合書」の発行事務を廃止する。</p> <p>これらにより、受験者及び都道府県における事務負担の軽減に資する。</p> <p>※免許等照合書 同国家試験の受験申請時の提出書類の一つ。栄養士免許の保有や栄養士養成施設を卒業した事実を都道府県が確認した旨を証する書類。</p>	<p>【提案①について】</p> <p>管理栄養士は、栄養士法の昭和37年の一部改正(議員立法)により、「栄養士が行う業務であって複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士」として創設された資格である。このような趣旨及び立法的経緯から、提案にある「管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること」への対応は困難である。</p> <p>一方、政府においては、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続きに係るオンライン化開始に向けて検討を行っており、管理栄養士国家試験に係る手続きについては、申請者及び都道府県の事務負担が軽減されるよう、オンライン化も含め手続きの簡素化を検討したい。</p> <p>なお、指摘のあった栄養士免許申請手数料の負担については、各都道府県の裁量の下、低減が可能である。</p> <p>【提案②について】</p> <p>上述のとおり、「国家資格等情報連携・活用システム」において、令和6年度の管理栄養士免許の申請手続きに係るオンライン化開始に向けて検討を行っている。加えて、管理栄養士国家試験の受験に係る手続きのオンライン化に向けて、提案にある「免許等照合書」等の添付書類の省略についても、オンライン化に係る一連の事項として検討したい。</p>	<p>【提案①について】</p> <p>○ 管理栄養士養成施設卒業者に対して、管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許の取得を求める具体的な理由は何か。また、求めないこととした場合、具体的にどのような支障が想定されるのか。</p> <p>○ 管理栄養士国家試験の受験資格として一律に栄養士免許の申請・取得を求めるのではなく、国家試験に不合格となった者が必要に応じて申請・取得すればよいのではないか。</p> <p>○ オンライン化の事務の合理化だけでは解決にならず、みなし規定を置くことも視野に検討いただきたい。</p> <p>【提案②について】</p> <p>○ 課長通知によって免許等照合事務を都道府県に依頼していることは不適切であり、当該事務の廃止を検討いただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p>要介護（要支援）認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し（介護保険法） 【法律改正】</p> <p>（管理番号100）</p>	<p>我孫子市 (厚生労働省)</p>	<p>要介護（要支援）認定申請に係る調査について、区分変更・更新認定の調査は、市町村から指定居宅介護支援事業者等に委託できる一方、新規認定の調査は、原則、市町村が実施することとされている。</p> <p>しかし、市町村職員の確保は難しく、例外的に法人にも委託可能ではあるものの（※）、業務多忙等を理由に受託が進まず、結果として、調査の担い手不足により、要介護（支援）認定までに時間を要している。</p> <p>※指定市町村事務受託法人 法人であって、要介護認定事務等を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定する者。社会福祉協議会等が該当。 千葉県内の指定状況：3法人</p> <p>このため、新規認定調査についても、居宅介護支援事業所等に委託が可能となるよう、調査主体の拡大を求める。</p> <p>これにより、要介護認定までの期間短縮による早期の介護サービス提供や、市町村の負担軽減に資する。</p>	<p>次項のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

11

要介護認定は、保険者がその責任と権限に基づき、被保険者が介護が必要な状態にあるかどうかを確認する行為であり、介護保険制度の根幹である。

介護保険法においては、要介護認定の公平性・中立性を確保するため、新規申請に係る認定調査については、市町村又は指定市町村事務受託法人が行い、更新申請及び区分変更申請に係る認定調査については、市町村、指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等が行うこととしている。新規申請に係る認定調査については、当該事業者が新たな要介護者に対して自らのサービスを受給させるという利益誘導的な観点からなされる蓋然性がより大きくなることが想定されるため、公正性及び中立性を確保する観点から、指定居宅介護支援事業者等に委託することは困難である。

- 更新・区分変更申請に係る認定調査を指定居宅介護支援事業者等に委託する場合、あるいは、新規認定に係る調査を指定市町村事務受託法人である指定居宅介護支援事業者等に委託する場合は、いずれも、当該事業者が本業であるケアプラン作成業務等で不当な行為を行っていないことが前提とされており、悪徳な事業者はこの段階で排除されることになるのではない。

これらを踏まえれば、新規申請に係る認定調査の実施に際し、利益誘導行為をしないことを誓約させたり、仮にそのような行為があった場合は調査対象者が市区町村に報告する等、一定の条件を設けることで、利益誘導的な調査がなされる蓋然性は解消されるのではないかと考える。2005年の介護保険法改正の背景として、実際に利益誘導を行った実態はあるか等についても整理し、それらを踏まえて調査主体の拡大について検討すべきではないか。

- 更新・区分変更申請に係る認定調査と比べ、新規申請に係る認定調査は利益誘導的な観点からなされる蓋然性が大きくなることについて、合理的根拠を示すべきではないか。
- 追加共同提案団体も多いことから、市区町村の要介護認定に係る調査の実態・課題を把握し、今後の介護需要の増加に対応すべく、認定調査の担い手確保策を早急に検討すべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p>民生委員・児童委員の選任要件の見直し (民生委員法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号133)</p>	<p>特別区長会 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱するものであり、都道府県知事は、民生委員推薦会(※)が推薦した者を対象に推薦することとされている。</p> <p>※市町村が設置。市町村の区域の実情に通ずる者に対し、市町村長が委嘱。</p> <p>本推薦会は、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」を対象に、都道府県知事に民生委員候補者を推薦することとされている。</p> <p>しかし、都心区では、地域福祉活動の担い手が不足し、民生委員の推薦母体の一つである町会・自治会への加入率が低いことなどから、担い手の確保が困難となっている。</p> <p>このため、在住者だけでなく在勤者も民生委員候補者として推薦可能とする。</p> <p>これにより、民生委員・児童委員の担い手の安定的な確保や本制度の持続可能性の向上に資する。</p>	<p>民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。</p> <p>これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。</p> <p>なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。</p>	<p>○ 民生委員は「地域住民の生活の実情に通じている者が選任される」とのことであるが、大規模マンションの管理人やコンシェルジュ、あるいは、地域の商店街で働く者で日常的に地域住民との関わりがある者など、「当該市区町村外に居住する在勤者(以下「在勤者」という)」の中にも「地域住民の生活の実情に通じている者」がいるものと思料(また、制度創設時と比較して、社会構造等が変化していることから、これまで制度上想定していなかった者の中にも適任者がいるものと思料)。</p> <p>従って、必ずしも“その地域に相当期間居住している者”に限定する必要はないのではないか。以上を踏まえ、本制度の持続可能性を高める観点から、選任要件の拡大について検討すべきではないか。</p> <p>○ なお、関係府省ヒアリングにおいて示された「民生委員の業務は幅広い中で、在勤者が職務全般を継続的かつ総合的に担うことができるのかどうかという課題がある」との懸念点については、現行制度上、想定される民生委員の職務の内容について、地域における関係性の変化等も踏まえながら精査・効率化することで解消されるのではないか。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p>児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し (児童扶養手当法) 【要領改正】</p> <p>(管理番号 149, 230)</p>	<p>神戸市／兵庫県、加古川市 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>① 児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、「民生委員の証明」を必要とする各種証明書について、民生委員による証明事務の廃止を求める。また、生活福祉資金貸付について、民生委員が作成することとなっている意見書の廃止を求める。</p> <p>② 民生委員・児童委員(以下「民生委員等」という。)以外に、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格証明を行う者を拡大することを求める。</p> <p>これらにより、民生委員等の負担が軽減し、ひいては民生委員等の確保に資する。</p>	<p>次項のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

13

【提案①について】

民生委員法第14条においては、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が民生委員の職務として規定されており、児童扶養手当等を受給しようとする者の生活実態を把握することは法令上に定められた民生委員の職務の範囲内のものであり、児童扶養手当等の認定に当たって民生委員の証明書を求めることは妥当な運用であると考えている。

その上で、通知において、児童扶養手当等の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。

【提案②について】

生活福祉資金貸付制度は、戦後の民生委員による、世帯更生運動が基となりできた制度である。このため、民生委員は、民生委員法第14条に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとなっている（生活福祉資金貸付制度要綱）。また、本制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を併わせて行うことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待している。このような背景、理念及び目的から、本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要である。

- 民生委員による証明事務等が時代や実態に即していないことは、追加共同提案団体の多さからも明白である。
- 民生委員法第14条の「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」という規定をもって、民生委員に児童扶養手当の受給資格の証明まで求めることは実態としても困難であり、民生委員による証明事務の廃止や他の証明できる者を検討すべきではないか。
- 生活福祉資金貸付制度に係る意見書については、立法当時から社会情勢の変化等に鑑み、民生委員が担うべき事務を改めて整理し、廃止も含めた民生委員の負担軽減に資する具体的方策をご検討いただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<p>中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し (公立義務教育諸学校の学級編成及び教職定数の標準に関する法律) 【通知改正】 (管理番号 141, 218, 219)</p>	<p>広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会／島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟／島根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (文部科学省)</p>	<p>小学校における教科担任制推進加配について、加配教員が受け持つ担当授業時数は 週当たり概ね20単位時間(コマ)とされているが、中山間地域や離島では小規模校が点在しており、移動に時間を要することから、コマ数を満たすことができず、結果として、加配の配置が大規模校や都市部に偏り、教育体制に格差が生じている。</p> <p>※英語専科指導加配でも同様に、授業時間時数や教員の英語力に関する要件があり、満たすことが困難な状況</p> <p>このため、中山間地域等の地域の特性に応じた加配要件の緩和等の見直しを行う。</p> <p>これにより、中山間地域等における教育体制の強化や教育の質の向上に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

14

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、教科担任制推進に係る加配定数については、令和4年度から、専門性の高い教科指導を行うとともに、教師の働き方改革の観点から、小学校高学年の学級担任の持ち授業時数の軽減を目的として予算上、計上している。

このため、当該加配定数によって配置された教師が一定の持ち授業時数を持たない場合、その政策効果が減退することが考えられるため、予算編成過程における議論を踏まえ、持ちコマ数の要件を設けているところ。

ただし、例えば令和5年4月25日の都道府県・指定都市向け担当者会議の配布資料には以下の記載があるところであり、既に提案団体がお示しするような、一定の弾力的運用も可能としているところ。

「原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因により、例えば、

・優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること

・小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること等は可能とする。」

英語専科指導に係る加配定数は平成30年度から、専門性の高い教科指導を行うため、予算上、計上しており、当該加配定数によって配置された教師については、一定の専門性を確保する必要があることから、予算編成過程における議論を踏まえ、資格等の要件が設けられているところ。

文部科学省としては、当該加配定数の政策目的に関わる基本的な考えは維持しつつ、都道府県・指定都市が有効に活用できるよう、引き続き現状の考え方の周知を行うこととしたい。

- 追加共同提案団体から同じ提案が複数でていることから、現行の基準で中山間地域等の地理的、人口的条件により加配要件が不利な地域に人材が十分に行き渡ってない実態がうかがえるが、どう受けとめているか。
- 加配定数の持ちコマ数の要件については、全国一律ではなく、学校間の移動時間等を加味するなど小規模校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきではないか。
- 英語専科指導加配の資格要件については、関係府省ヒアリングにおいて、教科担任制推進分の「教科研究会等の活動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会が認めた者」を外国語に活用する運用が示されたが、具体的な運用基準を示し、自治体に周知すべきではないか。なお、外国語について、教科担任制推進分の資格要件を活用する場合と英語専科指導加配を活用する場合との違いを示されたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p>地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化 (地方公務員法) 【法律改正】 (管理番号150)</p>	<p>神戸市 (総務省)</p>	<p>地方公務員の休暇制度については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされているが、国家公務員の休暇制度において休暇対象となっていない事由について、地方自治体が裁量により特別休暇を創設可能か不明確である。</p> <p>このため、地域社会に貢献する活動（自治会・NPO活動等）に従事することを事由とする特別休暇について、各地方自治体の裁量で創設可能であることを明確化する。</p> <p>これにより、働き盛り世代の地域活動への参加を促すことが可能となり、自治会役員等の人材（担い手）確保に資する。</p>	<p>地方公務員の休暇を含む勤務条件は、地方公務員法第24条第4項及び第5項に基づき、「均衡の原則」に反しない範囲で、各地方自治体が条例で定めることとされている。</p> <p>また、特別休暇については、職員は公務を優先することが原則である以上、真にやむを得ない公的な要請または社会通念上妥当とされる個人的事情がある場合に限って認めることとすべきであることにも留意の上で、各地方自治体の実情に応じて適切にご判断いただくべきものであると考える。</p>	<p>○ 関係府省第1次ヒアリングにおいてご発言いただいたとおり、国家公務員において休暇対象となっていない特別休暇を地方自治体が独自に設ける場合の考え方や留意点について、速やかに通知をしていただきたい。</p> <p>○ 通知の内容や、いつ頃までに通知するのか、スケジュールについてお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
16	<p>特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充 (地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号 169, 170, 171)</p>	<p>長野県 (総務省、厚生労働省／総務省、経済産業省／総務省)</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合制度は、移住者等を派遣労働者として雇用し、地域の社会の維持・活性化に資することを目的とする制度であり、人口急減地域において、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合が、組合が職員として期間を定めず雇用した者を対象として、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にして、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出するものである。</p> <p>本制度において、農閑期など地域の仕事が少ない時期でも組合が通年で労働者の派遣先を確保できるよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 派遣可能な業務を、現在禁止されている建設業務などに拡大する。</p> <p>② 100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大する。</p> <p>③ 組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和する。</p> <p>派遣可能な仕事が増えることにより、通年の雇用を確保することができ、地域の担い手確保に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

16

①建設業務については、雇用関係の不明確化や労働者に対する不当な支配が生ずるおそれがあること等から、労働者派遣事業を禁止している。一方で、建設業務については、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」において、実施計画の認定を受けた建設事業主団体の構成事業主が、厚生労働大臣の許可を受けた上で、計画に記載した当該団体の構成事業主に常用労働者を一時的に送り出すことができる特別な仕組みを認めている。そのため、建設業務における労働者派遣事業を認めることは慎重な検討が必要である。

②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の員外利用規制は、組合員のための直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体の利用者は本来組合員に限られるべきという制度の原則の例外として定められている。当該趣旨に鑑みれば、特定地域づくり事業協同組合に対する要望をもって事業協同組合の員外利用規制を見直すことは、それを前提に認められている各種特例を含め、組合制度のあり方に影響を及ぼすものであり、約3万の全事業協同組合にも影響が生じる問題であり対応は困難と考える。

また、組合員になることができない事業者は、原則として中小規模ではない事業者であり、地域内の多くの事業者は組合員になることができることから、特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨を踏まえると、地域内の事業者を発掘し、組合員とすることで、安定した通年雇用を実現すべきと考えられるため、ご提案の員外派遣の緩和については、慎重な判断が必要と考える。

③本制度の目的は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材の確保等を図り、当該地域社会の維持、当該地域経済の活性化に資することを目的としている。

また、特定地域づくり事業は、①その地区において地域づくり人材がその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業、②その地区で活躍する地域づくり人材を確保する等の事業、であり、当該地区の地域づくり人材の確保及び活性化のための施策であることは明らかである。

これらを踏まえると、組合が位置する市町村の区域外に職員を派遣することを求める本提案については、制度の趣旨に沿わないため、慎重な判断が必要と考える。

① 労働者派遣制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、必要に応じて条件等を課した上で、組合の職員が建設業務に従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

② 中小企業等協同組合制度全体の見直しではなく、特定地域づくり事業協同組合制度が適用される場合に限って、組合の職員が、やむを得ない場合には、市町村の業務や繁忙期が異なる組合間相互の派遣など組合員外の業務により多く従事することができる仕組みが考えられないか、幅広く御検討いただきたい。

③ 区域内で地域経済を完結させることができない地域もあり、区域外への派遣を主として行うのではなく、一定の条件等を課した上で、やむを得ない場合には、区域外の市町村の事業所での業務にも従事することができる仕組みが考えられないか、地区の認定要件に係る方策等も含めて、幅広く御検討いただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<p>国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用 (建築基準法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号227)</p>	<p>兵庫県 (国土交通省)</p>	<p>建築確認は、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。一方、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主となる建築物（公共施設や公営住宅等）に係る計画の通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできないことから、当該建築物に係る建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うことも可能とする。</p> <p>これにより、建築主事の業務負担が軽減されるとともに、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案等の業務に重点的に人員を配置し、被災地の復興を効率的に推進することが可能となるなど、住民サービスの向上が図られる。</p>	<p>提案の内容を踏まえ、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関の関与のあり方に関して、当該事務の実行性にも留意しつつ、検討を行うこととしたい。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。地方自治体の実態を十分聴取の上で検討いただきたい。</p>

3. こどもを産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p>保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止 (児童福祉法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次地方分権一括法、第8次地方分権一括法)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号48)</p>	<p>大阪市 (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>令和7年3月31日までとされている保育所及び幼保連携型認定こども園における居室面積基準の特例措置(待機児童が多く地価が高い等の一定の要件を満たす地域に限り、国の「従うべき基準」を「標準」とするもの)の期限を廃止する。(なお、期限の廃止が困難であれば、期限を延長する。)</p> <p>これにより、高い保育ニーズに応じた待機児童対策の実施に資する。</p>	<p>保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。</p> <p>他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。</p> <p>また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置を継続するのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。</p>	<p>○ 本特例措置は、待機児童が100人以上など一定の要件を満たす場合の特例であって、活用団体が減少したことをもって、特例措置が不要とは言えないのではないかと。</p> <p>○ 来年度以降の保育所への入所等に影響するため、本特例措置に係る期限の廃止又は延長に向けて、早期に方針をお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p>地域型保育給付費等の支出に係るルールの整備・明確化 (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号92)</p>	<p>横浜市 (こども家庭庁)</p>	<p>用途制限が設けられていない地域型保育給付費や施設型保育給付費について、「保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」という制度の趣旨に鑑み、本来の目的に則って、給付費を基に支出され、施設運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行うことができるよう、ルールの整備・明確化を求める。</p> <p>これにより、明確な根拠を基に市町村監査指導が可能となることで、適正な施設運営及び保育の質の向上、保育士の処遇改善に資する。</p>	<p>地域型保育給付費や施設型給付費は、個人給付の法定代理受領である法的性格上、用途制限が設けられていないため、対応が困難である。</p> <p>ただし、処遇改善等加算では、加算額を確実に職員の賃金改善に充てるため、全額を人件費に充てることを要件とするなど、各種加算については、用途の適正を図る仕組みとしている。</p>	<p>○ 地域型保育給付費の原資は公金であり、地方公共団体にも負担がある以上、市町村がその支出状況についてチェックできる仕組みはあって然るべきである。</p> <p>○ 地域型保育給付費等の支出について、保護者の支払う費用の対価として財・サービスが適正に提供されているかを市町村が監査・指導できるよう、ルールの整備・明確化とそのスケジュールについてお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p>育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し (雇用保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号131)</p>	<p>指定都市市長会、大治町 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>「保育保留通知書」(保育を希望したが保育を保留されている旨の通知書)の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続を見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込に対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすることを求める。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長せずとも2歳まで支給可能とする ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会 ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長 ・申請を電子化し、保育状況と支給延長の申請状況を連携 <p>これにより、育児休業給付金の支給延長を希望する、保育の実施を希望しない保護者に対する窓口対応、保育所の選考及び保育保留通知書の発出などの市町村の事務が不要となり、市町村の事務負担軽減及び住民サービスの向上に資する。</p>	<p>育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示ししているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業・給付の延長に係る要件について、「保育保留通知書」によらず、ほかの手段により確認すべきではないか。 ○ 市町村の事務負担等を踏まえ、更なる運用上の工夫等について、検討いただきたい。 ○ 「こども未来戦略」により、本制度がどのような影響を受けるのか整理いただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p>小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加 (子ども・子育て支援法) 【要綱改正】</p> <p>(管理番号 225)</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟 (こども家庭庁)</p>	<p>児童数10人未満の小規模放課後児童クラブに対する交付金の交付要件として、特定の土地条件に該当する地域以外は厚生労働大臣の承認が必要となっていることについて、これまでの承認実績を考慮し、他地域(中山間地域、オールドニュータウン等)の類型についても大臣承認を必要としない類型として定める。</p> <p>これにより、地方自治体の事務負担が軽減されるほか、こども・子育て支援の充実に資する。</p>	<p>次項のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

21

放課後児童クラブの運営費に係る補助については、こどもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。

一方で、

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、

・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方策においても、児童数の要件を設けていないこと、

・過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたことから、平成27年度より、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からはこども家庭庁長官）が認めた場合のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとした。

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。

○ こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加について、中山間地域及びオールドニュータウンをはじめ、どこまで可能か検討した上で、スケジュールをお示しいただきたい。

4. 計画策定等に関する見直しを通じて、効率的・効果的な計画行政の実現に資するもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
22	<p>都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し (ギャンブル等依存症対策基本法、医療法) 【法律改正】 (管理番号65)</p>	<p>秋田県、福島県、滋賀県 (内閣官房)</p>	<p>都道府県は、法律上、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めるとともに、少なくとも三年ごとに、計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更するよう努めなければならないとされており、事務負担が生じている。</p> <p>このため、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 包括的な計画である医療計画と一体的に策定することを可能とする。</p> <p>② 少なくとも三年ごとの検討及び必要な場合の変更に関する努力義務について、廃止または「少なくとも六年ごと」とする等の見直しを行う。</p> <p>これらにより、都道府県における計画策定等に係る事務負担が軽減され、施策の実施に注力できるようになるなど、都道府県の事務の効率化に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

22

【提案①について】

「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画策定時の留意事項」において示しているとおり、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の内容が医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に、医療計画と一体的に策定することも可能である。

【提案②について】

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定はあくまで努力義務であり、その変更についても、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第3項により、「必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない」とされており、計画見直し期間や変更の必要性は都道府県の実情に即して判断いただくことが可能である。

- 計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
- ギャンブル等依存症対策基本法に関しては立法経緯があると思うが、今年3月にナビゲーション・ガイドが策定されるなど、計画策定を取り巻く状況が変わってきている。これを踏まえ、計画策定の努力義務規定を「できる」規定に改正するなど、法律の見直しを検討いただきたい。
- 「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。これを踏まえると、「少なくとも3年ごと」に計画を見直すという規定を見直すべきではないか。あわせて、努力義務規定を「できる」規定にできないか。
- 法律改正がどうしても難しい場合は、基本的には医療計画等と一体策定できること、見直し期間については必ずしも3年ごとというわけではなく地域の実情に応じて判断できるということを、明確に周知していただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
23	<p>既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等 (離島振興法) 【法律改正】 (管理番号139)</p>	<p>広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>① 離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。</p> <p>② 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、包含していない事項を別に取りまとめることにより当該記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。</p> <p>これらにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減され、軽減された分を離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

23

離島振興法(以下「法」という。)は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。

離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、法に規定があるように国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島振興対策実施地域(以下「離島地域」という。)について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性が異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。

提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要があり、単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。

なお、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

- 計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
- 第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。
- 既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものとをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
24	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化 (子ども・子育て支援法) 【告示改正】</p> <p>(管理番号180)</p>	<p>仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 (こども家庭庁)</p>	<p>「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関して、全国共通で、「「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、個人の意向に左右されやすいことから一定の推計の精度が期待できず「量の見込み」の算出が困難な事業については、計画の記載事項を任意のものとする。</p> <p>これにより、計画策定に係る市町村の事務負担軽減に資する。</p>		<p>次項のとおり</p>

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

24

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第61条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村こども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。

地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。

他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査（アンケート調査）以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。

- 計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
- 「量の見込み」について、一定の推計の精度が期待できず、算出が困難な事業については、計画の記載事項とする意義が乏しいことから、任意記載事項とすべきではないか。
- 上記事業が計画の記載事項として必要であるならば、「量の見込み」の算出方法は各自治体の判断に任されているという趣旨が伝わるように通知等で明確にすべきではないか。
- 加えて、自治体を支援するため、簡便に「量の見込み」を推計できる新たなツールの提供や、「手引き」にある計算式に代わって活用できるような手法の例示をすべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
25	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに係る制度改正 (農業振興地域の整備に関する法律) 【法律改正】 (管理番号 R3-61)</p>	<p>三重県 (農林水産省)</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、異議申出又は審査申立(以下「異議申出等」という。)があった場合、当該計画は市全域について一つを作成しているため、変更計画案の全体の手続が停止する。</p> <p>そのため、市町村長が異議申出等と関係がないと認める土地に係る農用地利用計画の変更については、異議申出等とは切り離して手続を進め同計画の変更を完了することを可能とし、地域の活動の推進に資する。</p> <p>農用地利用計画の円滑な策定に資するよう、異議申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方自治体の意見を踏まえつつ検討する。</p>	<p>農用地利用計画の案に対する異議の申出(11条3項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 ○ 追加共同提案団体もあることから、提案団体単体の問題というわけではなく、制度的に改善の余地があるのではないか。 ○ 異議申出が1件でも提出されると、変更手続全体が停止するという硬直的な制度になっており、変更対象地域から数km離れるなど地形的にも環境的にも影響がないと考えられる地域について異議申出があった場合にまで全体の手続に遅れが生じるのは、過剰な制約である。異議申出に伴う処理の遅延を解消する方策を改めて検討いただきたい。

5. まちづくりや土地・建物の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
26	<p>生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化（公有地の拡大の推進に関する法律、生産緑地法） 【法律改正】</p> <p>（管理番号56）</p>	<p>静岡市 （国土交通省）</p>	<p>営農の継続が困難等の理由により、生産緑地地区に指定された土地を売却しようとする場合、生産緑地法に基づく買取申出と公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づく届出が必要になるが、いずれの手続も基本的には地方自治体に買取りの機会を付与することを目的とするものであり、重複している。</p> <p>公拡法あるいは生産緑地法の手続を見直し、いずれか一方の手続とすればよいこととすることで、手続の合理化を図る。</p> <p>これにより、生産緑地の売却に係る期間が短縮され、円滑な土地取引・土地利用が促進されるとともに、土地所有者及び行政の手続が合理化される。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

26

生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。同法における買取り申出制度は、同法第8条の規定に基づく行為の制限の解除を目的とするものではなく、当該生産緑地に係る主たる従事者の死亡等の理由により農林漁業の継続が困難又は不可能になった際に、生産緑地が市場における宅地としての譲渡性に欠くことに対する土地所有者の権利救済を主な目的としたものである。

また、公拡法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としており、第4条において、土地を譲渡しようとする場合の届出義務を定め、地方公共団体等による買取りの機会を設けている。

一方で、公拡法第5条第1項の規定に基づき土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望する場合は、知事又は市長にその旨を申し出ることができ、その場合において、買い取る場合は申出から3週間以内、買い取らない場合は直ちに通知しなければならないほか、一定期間、公拡法第4条に基づく届出義務は適用されないこととされている。

提案を踏まえ、手続期間の短縮の観点から土地所有者による生産緑地法に基づく買取り申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて技術的助言として周知することを検討する。

○ 提案団体は、公拡法第4条に基づく届出手続に係る措置を求めているところ、生産緑地については、生産緑地法の買取申出手続により、地方自治体等が民間に先んじて取得することが可能となっており、これにより、公拡法の届出の目的についても達成される。

公拡法の届出手続において地方自治体等が買い取るケースは極めて少ないことから、公拡法の届出を改めて行わせる必要はないと考えており、公拡法第4条の改正等を視野に、手続の合理化について検討いただきたい。

○ なお、公拡法第5条に基づく買取希望申出と生産緑地法に基づく買取申出手続を並行して行うことができることの周知については、提案団体において既知の事情であるほか、並行するか否か決めるのは土地所有者であることから、必ず並行して行われるとは限らないため、解決策を改めて検討いただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
27	<p>伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し (森林法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号 74, 75)</p>	<p>豊田市 (農林水産省)</p>	<p>次の場合には伐採届の提出を不要とする。</p> <p>① 森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合</p> <p>② 市町村の事業により間伐する場合</p> <p>③ 施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合</p> <p>これらにより、森林所有者等及び市町村において、伐採届の作成業務や受付処理等の事務負担の軽減に資する。</p> <p>また、特に③の場合において、森林所有者等が迅速に対応することが可能となり、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性の回避に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの

主な再検討の視点

森林法では、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、市町村長は伐採造林届により伐採方法等が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、これに適合しない伐採や、無届けで伐採が行われる場合には、森林法に基づき伐採の中止命令や伐採後の造林命令を行うことが可能となっている。

(①について)

市町村への補助申請等に、森林法10条の8第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものと取り扱うことで、森林法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。

(②について)

伐採造林届は実施主体が誰であるかに関わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることのみをもって、森林法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。

(③について)

ご提案のように施設管理上必要な危険木等の伐採について、事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。

(①について)

○ 第1次ヒアリングにおいて、補助申請等を伐採届と兼ねるものとして取り扱う運用に関して考え方を通知で明らかにするとの発言があったが、具体的内容やスケジュールについて第2次ヒアリングでお示しいただきたい。

(②について)

○ 森林法に基づく指導監督権限を有し、市町村森林整備計画の策定主体である市町村が自らの事業により間伐する場合についてまで一般私人と同様に、伐採届によって当該計画への適合性を確認するという方法を義務付けているのは過剰であるため、伐採届の提出を不要とすべきではないか。

(③について)

○ 提案の趣旨は、事後届出についても提出不要化を求めるものである。自然公園法など他の法律と比較して、通常の管理行為、軽微な行為その他の行為といえる伐採についてまで一律に届出を義務付けているのは過剰であるため、伐採届の提出を不要とすべきではないか。

27

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
28	<p>優良田園住宅 建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止 (優良田園住宅の建設の促進に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号 84)</p>	<p>藤枝市 (農林水産省、 国土交通省)</p>	<p>市町村は、以下の事務を行う際に都道府県知事への協議が義務付けられている。</p> <p>i) 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定 ii) 優良田園住宅建設計画の認定</p> <p>建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定した基本方針への適合性を中心に審査しているため、ii)の建設計画の認定時の都道府県知事への協議は実態として形骸化していることから、廃止する。</p> <p>これにより、建設計画の認定までの期間が短縮され、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

優良田園住宅建設計画(建設計画)に関する都道府県知事との協議については、以下の理由から必要であると考えている。

<協議を経ることによって手続の迅速化等が可能となること>

優良田園住宅法第5条では、都道府県知事等は、認定を受けた建設計画に従って優良田園住宅の用に供するため農地法や都市計画法の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとされている。具体的には、農地法に基づく転用許可や、都市計画法に基づく開発許可の手続の迅速化等の配慮がなされることになる。これは、建設計画の認定に当たり、事前に都道府県知事等との協議を経ていることにより可能となるものである。

<基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること>

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針については、都市計画や農業振興地域整備計画等との調和の観点からこれらの計画との整合性を確保するために実施するものであり、その内容は、個々の土地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画については、各申請者が作成する具体の建設計画に関して、都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点による土地の所在等の妥当性を個別具体的に判断しているものであり、市町村が策定する基本方針の協議とは内容を異にするものであり、改めて協議を行う必要がある。(なお、都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。)

○ 以下の市町村(①から③)においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないか。

- ① 自ら開発審査会を設置している政令指定都市等
- ② 都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例により建設計画に基づく開発行為を開発審査会の議を経ずに自ら許可することとしている事務処理市町村
- ③ 都道府県が優良田園住宅の建設に係る開発行為を開発審査会の包括承認基準としていることにより、開発審査会の議を経たものとして自ら許可することができる当該都道府県内の事務処理市町村

さらに、こうした政令指定都市等(①)及び事務処理市町村(②又は③)が、提案団体のように、基本方針において農用地区域を優良田園住宅の対象区域から除き、かつ、農地転用許可の権限移譲を受けている場合は、農地の保全の観点から見ても、建設計画の認定に当たって都道府県知事と協議する必要はなくなると考えてよいか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
29	<p>宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化 (宅地建物取引業法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号99)</p>	<p>京都府 (国土交通省)</p>	<p>現在、閲覧所において紙媒体で一般の閲覧に供している宅地建物取引業者名簿等について、インターネットでの閲覧を可能とする方針を国土交通省が示している。このように見直しが行われる場合、個人情報が含まれる書類を除くなど、閲覧対象書類の簡素化を行う。</p> <p>これにより、閲覧対応における職員の事務負担の軽減が期待されるとともに、プライバシーの保護が図られる。</p>	<p>宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月デジタル臨時行政調査会)において、閲覧のデジタル完結を基本とするための見直しを令和6年6月までに行うこととされている。</p> <p>具体的には、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」(デジタル臨時行政調査会事務局策定)に沿って、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにするという原則の下、必要な情報を閲覧可能とすることによって得られる公共の利益と個人のプライバシーの保護とのバランスを図るため、閲覧対象項目の見直しの検討を進めているところである。</p> <p>提案の内容を踏まえ、上記方針に加え、免許行政庁の事務負担の軽減や行政の効率化にも留意しながら、業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について、検討を行うこととしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次ヒアリングにおいて、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、プライバシー等の保護やデジタル化に係る事務負担など地方自治体の意見も踏まえながら、閲覧対象書類の簡素化について速やかに検討を進めていただきたい。 ○ 閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられる書類についても、閲覧対象書類から除外・合理化を図っても差し支えないのではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
30	<p>施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和 (土地改良法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号115)</p>	<p>浜松市 (農林水産省)</p>	<p>土地改良施設の更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっては、原則、受益地内の土地改良区組合員の3分の2以上の同意徴集を要するが、「①施設の有する本来の機能の維持を図るもの」、「②重要な部分(管理すべき施設の種類及び管理の方法)の変更を要しないもの」等の要件に該当する場合には省略ができる。</p> <p>施設更新事業の実施により、受益農業者の営農に影響を与えず、権利又は利益を侵害するおそれのないものについては、当該要件に該当するものとし、同意徴集を不要とする。</p> <p>これにより、土地改良区及び関係地方自治体の業務負担を大幅に軽減でき、円滑な事業着手が図られる。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

30

土地改良事業は、土地の環境条件を整備し、又はその利用状況を変更するものであるため、その事業の施行に当たっては、受益者の3分の2以上の同意に基づく必要があるが、施設更新事業であって、①当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、②土地改良区の組合員の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、同意徴集手続を省略することが可能となっている。

同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成29年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場（ポンプ場）の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池（用水路のパイプライン化に伴う附帯施設）の新設といった一部施設の再編・増設についても、上記①の範囲に含まれることとなったことから、当該施設の再編・増設により、組合員の受益の態様が変わらない場合（土地改良区の管理事業計画の同質性や組合員負担の相当性を担保できる場合）には、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして、同意徴集手続の省略が可能となっている。

このため、本提案については、事業内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることから、現行制度のまま同意徴集手続の省略が可能と考えられる。

○ 提案団体においては、支障事例について、地方農政局との個別相談も踏まえ「管理事業計画中の重要な部分の変更を要するため同意徴集が必要」と認識していた。同意徴集の省略の可否に係る取扱いについて周知が徹底されていないと考えられるため、基本的な考え方や例示について整理し、地方農政局及び地方自治体等に対し改めて周知すべきではないか。

○ その際、「管理事業計画の重要な部分の変更」に関しては、事業実態に着目した上で、受益農業者の営農への影響がなく、重要な部分の変更を要しないことと判断する場合は、同意徴集の省略が可能であることを明確に示していただきたい。

6. その他行政手続の効率化等を通じて、住民の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
31	<p>住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化 (住民基本台帳法、戸籍法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号20)</p>	<p>吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町 (総務省、法務省)</p>	<p>住民票等の公用請求については、住民基本台帳法に請求に係る記載事項が定められており、また、戸籍に関する公用請求についても同様に、戸籍法に請求に係る記載事項が定められている。</p> <p>公用請求に係る請求の様式に関する規定はなく、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要し、円滑な業務の支障となっている。</p> <p>官公庁間の請求様式を統一することにより、請求を行う側・受ける側の双方の事務の効率化が図られる。</p>	<p>(住民票の写しについて) 国又は地方自治体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところであるが、地方自治体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。</p> <p>(戸籍証明書について) 戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第10条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との調整等、様式の統一に向けた取り組みを、省庁や地方自治体の意見を聞きつつ、進めていただきたい。 ○ 最大限統一様式を利用してもらうことが重要であり、利用の促進に関する取組についても検討いただきたい。 ○ 統一様式の利用開始に向けた、今後のスケジュールをお示しいただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
32	<p>身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止 (身体障害者福祉法) 【法律改正】 (管理番号77)</p>	<p>豊田市 (厚生労働省)</p>	<p>身体障害者手帳の交付申請を行う際、都道府県知事等(※)が指定する医師の診断書・意見書を添付する必要がある。医師の指定に当たっては、地方社会福祉審議会への意見聴取が義務付けられているが、障害に関する診療の経験等については履歴書等により確認可能であり、審議会への意見聴取の必要性は低く、事務負担となっている。</p> <p>このため、医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けを廃止する。</p> <p>これにより、都道府県等の事務負担軽減及び手続の円滑化・迅速化に資する。</p> <p>※都道府県知事等 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長</p>	<p>身体障害者手帳は、指定医の診断書・意見書に基づき、都道府県等において障害の認定が行われ、当該手帳を交付された身体障害者に対する各種サービス等の提供の際の証明手段となっている。</p> <p>当該指定医の指定に関する地方社会福祉審議会の諮問は、医師の経験等に疑義が生じた場合等において、行政職員では困難な指定の可否の判断を行う事例もあると思われ、指定医の障害認定における専門性と公平性の担保のため有用に機能している仕組みである。また、合議制の機関の意見を聴くことについては、障害種別間の公平性を図る観点から必要である。</p> <p>仮に、当該規定の廃止をした場合、指定医の専門性の低下及び診断書等の疑義の増加を招き、医師への照会や申請者への再検査等、自治体職員の事務負担増加や申請者への手帳交付や支援等の遅滞、各種サービスを提供する際の証明手段としての身体障害者手帳制度の適正性の損失が懸念される。</p> <p>よって、当該規定の廃止は、身体障害者手帳制度の適正性の担保の観点から不相当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行規定は地方社会福祉審議会への意見聴取を一律に義務付けているところ、例えば、行政職員が医師の指定の可否を判断できる場合は当該意見聴取を不要とするなど、改善の余地はあるのではないか。 ○ 医師としての経験など客観的な判断基準をあらかじめ専門家が定め、都道府県等がその基準を中心に運用することとすれば、審議会への意見聴取を行わずとも指定の可否を判断できる場合もあるのではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
33	<p>指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化 (児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) 【法律改正】 (管理番号87)</p>	<p>中核市市長会 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者等(※)に義務付けられている都道府県知事等への「事業者指定の変更の届出」及び「業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出」について、変更内容及び届出先が重複する場合には、一方の届出を省略可能とする。</p> <p>これにより、各手続に係る指定事業者等及び都道府県等の事務負担の軽減に資する。</p> <p>※指定障害福祉サービス事業者等(指定事業者等) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体における運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。</p>	<p>○ それぞれ沿革があつて制度が作られてきたことは理解するが、現時点で当該届出事項がすべて必要なのかという見直しや、様式の兼用、必要書類の見直しを含めた届出事項に重複がある場合の手続きの簡素化を検討いただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
34	<p>医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) 【政令改正】 (管理番号98)</p>	<p>京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>医薬品の製造販売業者が、ワクチン等の国が指定する医薬品の販売等を行おうとする際は、国指定の検定機関が実施する国家検定に合格する必要がある。都道府県は、国家検定の申請書の受理、試験品の採取、これらの検定機関への送付等の経由事務を担っており、負担となっている。</p> <p>このため、当該都道府県経由事務を廃止する。完全な廃止が困難な場合は、手順をオンライン化した上で、オンラインで手順が行われた場合の都道府県経由事務を廃止するなどの見直しを行う。</p> <p>これにより、ワクチンをはじめとした医薬品等の迅速な供給が実現するとともに、都道府県及び事業者の負担軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

ワクチンなど高度な製造技術や品質管理が必要な医薬品等については、医薬品医療機器等法に基づき、全ロットについて、製造時のメーカーによる自家試験に加えて、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）が国家検定を実施し品質の確認を行うことで、検定対象品目の品質・安全性の確保を図っている。

検定のための検体の採取及び検体と申請書の感染研への送付は都道府県が実施しているが（医薬品医療機器等法施行令第58条、59条）、これは、メーカーに検体の選択を委ねた場合、メーカーが自己にとって都合のよい検体を選択してしまい、感染研による品質の評価が適切に実施されないおそれがあるためであり、検定対象品目の品質・安全性を確保し、国民の保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な手続きであると考えている。

さらには、メーカーが検定に合格していない製品について検定合格の旨虚偽の表示を行うおそれもあるため、検定に合格したロットのみに検定合格の表示が行われていることの確認についても都道府県が実施しているが（同施行令第61条）、これを適切に実施するためには、都道府県が検定合格ロットの正しい情報を入手している必要があることから、申請者への結果の通知についても都道府県を通じて行うこととしている（同施行令第60条）。以上の理由により、都道府県を経由せずに手続きを行うことは困難である。

なお、都道府県が結果を通知するデメリットとして、事業者が結果を入手するまでのタイムラグがあげられているが、スケジュール上、迅速な対応が必要な場合には、厚生労働省からも並行して事業者へ検定結果の一報を行うなどの柔軟な対応も行っているため、上記の懸念は生じないものと考えている。

○ 都道府県による関与以外の方法では、国家検定の適正性を確保できないのか。国家検定の実施に係る不正を防止し、適正性を確保することは、都道府県に委ねることなく国が直接行うべきではないか。

○ 国立感染症研究所が日本版CDCに改組されることにあわせて国家検定の制度改革を行う方針とのことだが、制度改革の検討にあたっては、一連の業務において都道府県の経由を不要とする方向で進めていくことを明確に示していただけないか。また、制度改革の具体的なスケジュールを示していただきたい。

○ 制度改革の過渡期の中でも、都道府県の負担軽減を図る工夫はできないか。

34

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答 の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対 応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
35	<p>学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること (学校教育法、地方自治法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号121)</p>	<p>指定都市市長会 (総務省、文部科学省)</p>	<p>学校給食費は現在、公会計化に向けた取組(※)が進められているが、教材費等の学校徴収金は、ほとんどの学校において徴収・管理業務を担っている。</p> <p>学校徴収金を学校給食費とあわせて徴収しているところ、学校徴収金は地方自治法上の歳入歳出外現金として規定されていないことから、保護者は地方自治体の公金口座へ入金することができず、学校給食費と学校徴収金と別々に口座振替手続きを行うこととなるなど、保護者や学校にとって更なる負担となる恐れがある。</p> <p>※令和元年7月の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省)において、学校給食費の公会計化に当たっては、歳計現金として取り扱う方針を明示。</p> <p>提案団体では、令和7年度から、学校給食費の公会計化を実施予定。</p> <p>このため、地方自治法施行規則に学校徴収金を規定するなど地方自治体が保管することを可能とする見直しを求める。</p> <p>これにより、学校や保護者の負担軽減に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

関係府省からの第1次回答の概要

※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

35

保護者等の負担する学校徴収金を歳計現金とするかどうかについては各地方自治体において判断されているところであるが、文部科学省としては、学校徴収金については公会計化に向けた取組を進めるべきであると考えている。

なお、必ずしも保護者に口座振替の手続きを二重で求める必要はなく、教育委員会が銀行と連携し、学校給食費や学校徴収金を、単一の保護者口座から各地方自治体の口座、学校長の口座等にそれぞれ振替を行っている地方自治体もある。

(対 文部科学省)

○ 学校給食費以外を含め学校徴収金を公会計化すべきとの主張であるが、地方自治体において学校徴収金の公会計化が進んでいない理由について、どのように認識しているのか。

○ 提案団体の声を聞くと、特に学校給食費以外の様々な学校徴収金について、公会計化の取組を進めるための具体的な指針（例えば、学校徴収金の種目別に公会計化できる根拠を整理したものなど）が示されていないことも、地方自治体において公会計化が進んでいない要因と考えられる。

実態把握を通じて学校徴収金の公会計化が進んでいない理由を分析した上で、上記の指針を含め地方自治体への一段の支援策を検討すべきではないか。

また、学校徴収金のうち公会計化の整理になじまないものについても、保護者や学校現場の負担軽減の観点から、地方自治体が適切に徴収・管理できるよう、総務省と連携し、歳入歳出外現金化も検討すべきではないか。

○ 金融機関又は収納代行業者との委託契約により口座振替する方法は、決済手数料等の負担や対応できる金融機関等が限られているといった一定の要件があることから全国的に対応できるものではないのではないかと考える。委託契約だけでなく、委託契約を実施しない際の学校徴収金の取り扱いを含めた学校徴収金の適切な方策についても、地方自治体に示すべきではないか。

(対 総務省)

○ 文部科学省での検討の結果、公会計化の整理になじまない学校徴収金については、歳入歳出外現金化するために、学校教育法等の個別法令での対応が難しい場合には、文部科学省と連携し、方策を検討すべきではないか。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
36	<p>訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し (道路交通法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号186)</p>	八王子市 (警察庁)	<p>訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が、利用者の自宅等を車両で訪問する際、訪問先に駐車場所がなく、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、個別に警察署長から駐車許可を得る必要がある。</p> <p>緊急時の対応等を円滑かつ効率的に実施できるよう、車両許可に係る手続について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 一度の駐車許可で、包括的な条件で駐車できるようにする。</p> <p>② 手続をオンライン化する等、申請手続の負担軽減策を講ずる。</p> <p>これらにより、民間事業者や地方自治体の事務負担の軽減につながり、住民サービスの向上に資する。</p>	<p>訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可については、道路交通法上、1回の駐車について1件の申請が必要な制度とはなっておらず、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平成31年3月22日付け警察庁丁規発第44号)等において、駐車日時や駐車場所について、訪問診療等の用務の性格や交通状況等を勘案した上で、一つの許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めるよう各都道府県警察に対して指示している。また、駐車許可のうち、定型的・反復継続して行うものについては、令和4年1月から、試行的な取組として運用開始している「警察行政手続サイト」において、オンラインによる駐車許可の申請が可能となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について、訪問介護サービスが対象になっていることを通知等で明確化すべきではないか。 ○ 新たな通知等を出すにあたり、各警察署に対して、提案の趣旨に基づく対応が取られるよう周知の方法を工夫すべきではないか。 ○ 駐車許可に係る申請書類の簡素化について、どのような書類が過剰となっているのか提案団体の意見も聞いた上で、具体化・明文化していただきたい。 ○ 警察行政手続サイトでのオンライン申請については、新規・変更申請ともに可能となるようにしていただきたい。また、オンライン申請システム改善に向けた具体的なスケジュールを示していただきたい。 ○ 予め場所と日時が定まらない訪問サービスもあるため、より包括的・柔軟な対応を検討いただきたい。

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
37	<p>地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し (地方公営企業法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号189)</p>	八王子市 (総務省)	<p>一般会計及び各特別会計では、地方自治法に基づき、指定金融機関及び収納代理金融機関を指定している。公営企業会計では、地方公営企業法に基づき、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を指定している。</p> <p>地方自治法に基づく収納代理金融機関の担保提供義務は指定金融機関が総括して担っているところ、地方公営企業法に基づく収納取扱金融機関は担保提供義務が定められているため、担保提供義務を理由として収納取扱金融機関の契約を断られる事例が生じている。</p> <p>このため、収納取扱金融機関の担保提供の有無を各地方自治体で判断可能とする見直しを行う。</p> <p>これにより、住民の納付機会の減少を防ぐことに資する。</p>	<p>収納取扱金融機関の担保提供規定については、提供される担保の意義や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があることから、地方自治体等の意見を伺いながら、提案内容に係る課題整理や対応方針について検討してまいりたい。</p>	<p>○ 関係府省第1次ヒアリングにおいてご発言いただいたとおり、地方自治体への調査を実施し、その結果や提供される担保の意義、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえ、一定の方向性をお示しいただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
38	<p>獣医師法に基づく届出をオンライン化すること (獣医師法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号 R2-110)</p>	<p>岡山県、中国 地方知事会 (農林水産 省)</p>	<p>獣医師は、2年ごとに、氏名、住所等について都道府県を經由し、農林水産大臣へ届出する義務があるが、令和4年度の届出からオンライン化されている。</p> <p>オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討する。</p>	<p>獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>○ 医師法等の先行事例を踏まえ、システムの機能面及び個人情報の取扱いの面から、都道府県が届出情報を適切に利活用できるよう措置しつつ、都道府県經由事務を廃止する方向で検討を進めていただきたい。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
39	<p>日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化 (日本赤十字社法、地方自治法) 【法律改正】 (管理番号 R2-244)</p>	<p>神戸市 (総務省、厚生労働省)</p>	<p>各地方自治体では、昭和27年厚生事務次官通知等に基づき、日本赤十字社の支部・地区区分等として会費の管理等の業務を行っているが、これらの業務は法律上の位置づけがなく、地方自治体ごとに法的根拠のない現金(公金外現金)として取り扱っているため、現金事故が発生した場合の責任の所在が不明確となっている。 このため、地方自治体が適正に日本赤十字社の業務に従事できるよう地方自治法施行規則もしくは日本赤十字社法を改正し、歳入歳出外現金として管理できるよう求める。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

関係府省からの第1次回答の概要
※フォローアップ案件は当該年の対応方針

提案募集検討専門部会からの
主な再検討の視点

39

日本赤十字社に対する寄附金などの現金については、地方公共団体が取り扱う根拠を明確化する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 日本赤十字社（以下「日赤」という）は法律に基づく公共機関としての位置づけを有していることや、その業務の公益性の高さ等の特殊性から、地方自治体と密接な関係性を有しているものと思料。
関係府省ヒアリングでは、「他の公金外現金との関係について…丁寧な検討が必要」とのことであったが、上記の日赤の特殊性から、日赤法の改正も視野に検討すべきではないか。
- 関係府省ヒアリングにおいて、「仮に日赤資金を歳入歳出外現金化した場合に会計事務等の負担が生じることを懸念している自治体がある」とのことであったが、当該事項について回答されたとされる調査はあくまで、一部の自治体に対して行われたものである（調査対象は9自治体）。
一方、日赤資金に係る事務に関しては、他の自治体においては住民監査請求がなされるなど、提案団体に限らず全国的に、現状、本件について法制的な整理がなされていないことによって生じていると思われる支障もあることから、必ずしも提案団体以外の多数の自治体が同様に、会計事務の負担増等への懸念を理由に、歳入歳出外現金化について、反対しているとは言いつれないのではないかと考えるが、見解をお示しいただきたい。
- また、歳入歳出外現金化を困難とする理由として、会計事務等の負担増を挙げるのは、現状の法制上の課題と照らした際に、何ら正当化されるものではなく、日赤の資金の取扱いについて、早急に適正化を図る措置を講ずるべきではないか。